

第二百七号議案

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和元年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第百七十四号）の一部を次のように改正する。  
第十九条中「八王子市」の下に「及び児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務を児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市へ移譲するため、所要の改正を行う必要がある。